平成２１年（フ）第１５２号
宮崎県日向市曽根町１丁目147番地
債務者　甲斐美穂子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１１５号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野817番地３
債務者　大野　　泰
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
岐阜県大垣市船町７丁目18番地　平松ビル301号
債務者　多和田且幸
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央589番地２号
債務者　小泉　玲子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１１６号
富山市上大久保833番地　トパーズＣ101号、前住所福井市文京４丁目２番19号　ハウスａ23号
債務者　岸本有希子（旧姓井沢）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
富山市晴海台９番３―204号　雇用促進住宅
債務者　柿沢　真理（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５号
神奈川県横浜市港北区綱島西６丁目５番21号　アサカハイツ103
債務者　喜多村伊勢芳
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市久比里１丁目20番６号　ブルーハイツ301
債務者　若佐　好子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１４３５号
愛知県西春日井郡春日町大字落合字小松生57番地
債務者　齊藤　浩志
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９２号
熊本市新町３丁目９番５号
債務者　森田　國廣
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８１号
岐阜県加茂郡坂祝町深萱915番地７　シンコーハイツ坂祝205号室
債務者　水口　和昭
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２８３号
長崎県長崎市戸石町1321番地１　ファインブリーズ204、旧住所福岡県福岡市東区千早４丁目10番１―814号
債務者　篠﨑　真澄
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
長崎県長崎市赤首町681番地
債務者　尾下シゲノ
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
長崎県長崎市立山４丁目12番３―411号、旧住所長崎県長崎市木場町1579番地７
債務者　生三　亜弓
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
長崎県長崎市鳴滝１丁目11番15号
債務者　森﨑　秀明
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４８号
長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免40番地19　セピアコートＤ棟、従前長崎県平戸市田平町深月免126番地23
債務者　森　　康弘
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２０年（フ）第４９号
長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免40番地19　セピアコートＤ棟、従前長崎県平戸市田平町深月免126番地23
債務者　森　　良江
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係